平成２８年（フ）第８８号
長野県安曇野市明科七貴7222番地56　みどりヶ丘団地　89号
債務者　楠田　真子
1　決定年月日時　平成28年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第６４２号
名古屋市熱田区五番町18番24号　マメゾン東海通101号
債務者　佐藤　智雄
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６２号
山口県下関市武久町２丁目29番９号
債務者　黒﨑　俊介
1　決定年月日時　平成28年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第７０号
山口県下関市新垢田南町３丁目４番Ｒ10―506号　市営新垢田住宅
債務者　松田　　遥
1　決定年月日時　平成28年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第５１号
大分市大字佐野4455番地（ユニコーポ佐野Ｂ206）
債務者　山野　功泰
1　決定年月日時　平成28年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１０２号
大分市大字神崎1846番地の１（市営田ノ浦201）
債務者　河野　三奈
1　決定年月日時　平成28年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１０８号
大分市高城南町６番４号（堤コーポ201）
債務者　梅田　豊実
1　決定年月日時　平成28年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１２５号
大分市王子山の手町４番３―44号（県営１Ａ２）
債務者　牛島　章子
1　決定年月日時　平成28年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１２９号
大分市生石３丁目２番２号（ヒロセビル303）
債務者　藤本ゆう子
1　決定年月日時　平成28年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１３１号
大分市中鶴崎１丁目１番３号（ＭＲ駅前ビル102）
債務者　佐竹　愛子
1　決定年月日時　平成28年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１４３号
大分市大字寒田952番地の19
債務者　岡部　澄枝
1　決定年月日時　平成28年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１９７号
熊本市中央区南坪井町８番５号　コーポ多江305号
債務者　ＭＩＭＯＲＩ　ＡＭＰＡＲＯ　ＡＰＯＬＯＮＩＯ（通称三森アンパーロ）
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１６号
島根県益田市須子町10番13号
債務者　青木みどり
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
松江地方裁判所益田支部

平成２８年（フ）第６２号
神奈川県横須賀市佐島３丁目９番25号
債務者　三橋　一彦
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第６５１号
名古屋市北区金田町３丁目11番地　愛知しらゆり荘
債務者　佐々木美香
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７８９号
名古屋市中川区愛知町13番４号　グランパス愛知Ⅱ101号
債務者　白木征志郎
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３８９６号
東京都品川区平塚２丁目２－８－102
債務者　片桐　瑞枝
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部